

(平成29年4月1日現在)

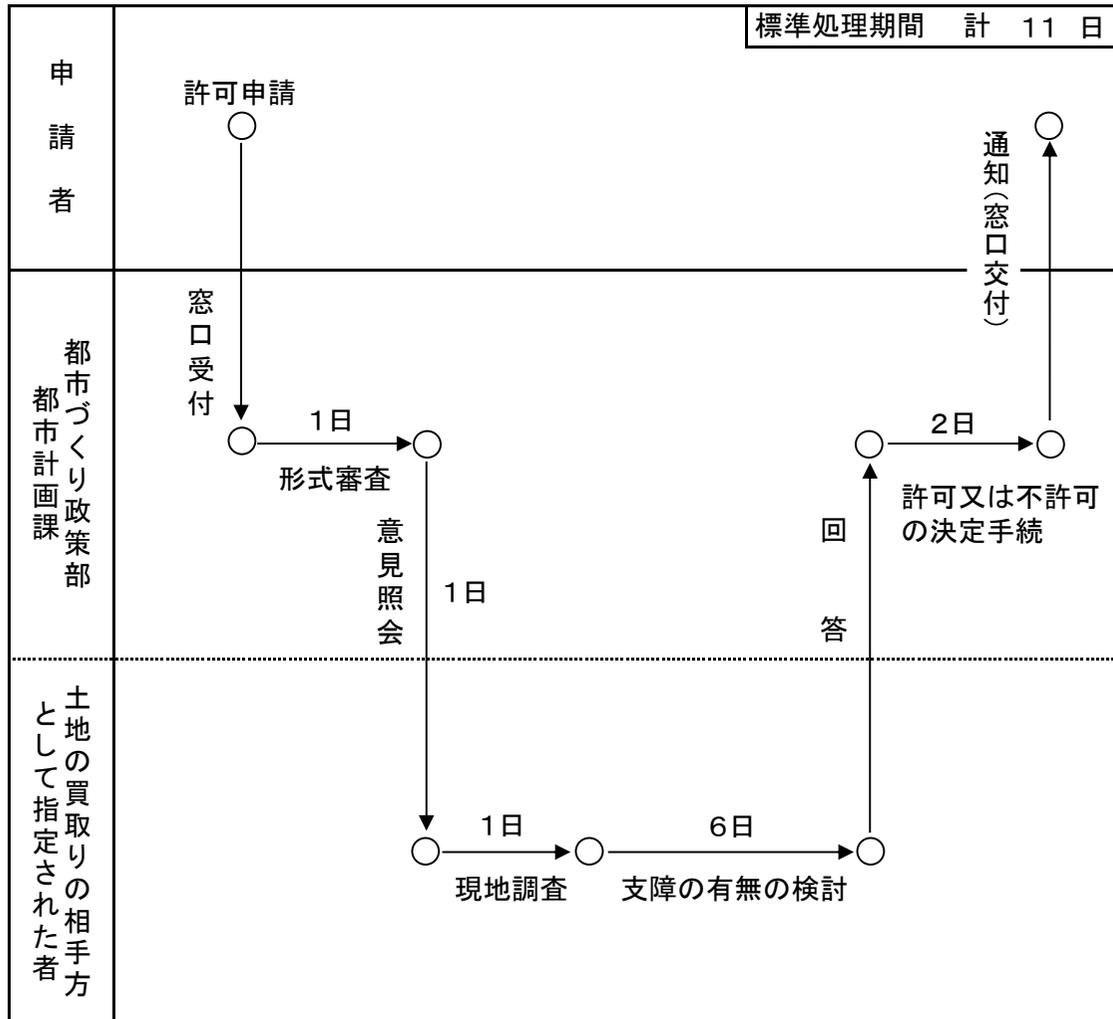
事務処理フロー図

都市整備局都市づくり政策部

作成部署 都市計画課計画調査担当 担当 電話 30-243

事務名 都市計画施設等の区域内の建築許可(町村の区域内で法第55条の事業予定地内に限る。)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	意見照会	形式審査が終了した申請書について、支障の有無を意見照会します。
3	現地調査	申請地の現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	支障の有無の検討	将来の事業に支障があるかないかを検討し、意見を付して回答します。
5	許可又は不許可の決定	許可の諾否について都市づくり政策部長が決定します。
6	通知	申請者に通知します。